

「妊婦のための支援給付」（妊婦支援給付金）のご案内

令和7年4月1日から
出産・子育て応援金が
変わりました。

国の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、妊婦のための支援給付が創設されました。岡山市においても、妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型の相談支援と妊婦のための支援給付（妊婦支援給付金）を組み合わせて、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。

支 給 概 要

| 申請種別 | 妊婦支援給付金（1回目）：妊婦認定申請 (妊娠届出後または岡山市への転入手手続き後) | 妊婦支援給付金（2回目）：胎児の数の届出 (出生届出後または流産・死産後) |
|----------------|---|--|
| 対象 | 妊娠の届け出をされた妊婦 | 産婦（流死産を含む） |
| 支給額 | 5万円（妊婦1人あたり） | 5万円（胎児1人あたり） |
| 申請期間 (目安) * | 医師が胎児心拍を確認した日から産後4か月頃まで (できるだけ妊娠中に申請してください) | 出生届提出後から出産後4か月頃まで |
| 申請に 必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> ■スマートフォン等（電子申請が原則ですが、窓口での申請書記入も可能です） ■妊婦の口座情報がわかるもの ■妊娠届出書（市外から転入の方は不要） ■マイナンバーカード等（マイナンバー確認用に通知カードや住民票を持参される場合は、顔写真付きの身分証も必要） | <ul style="list-style-type: none"> ■スマートフォン等（電子申請が原則ですが、窓口での申請書記入も可能です） ■産婦の口座情報がわかるもの ■出産連絡票または低体重児出生届 ※妊娠届出時に岡山市からお渡しした、受診票つづり（親子手帳別冊）につづられていますので、<u>出産後に産婦が記載したものを窓口にお持ちください。</u> ■親子手帳（母子健康手帳） ■認定番号（1回目の申請時に発行します） |

注 意 事 項

※申請期間を過ぎる場合は、下記へお問い合わせください

- ・医師による心拍確認後に流産・死産・中絶された場合も支給の対象です。詳しくは岡山市のHPをご確認ください。
- ・妊娠後に岡山市外から転入された方は、他自治体で妊婦認定済みであっても取り消しとなるため、改めて妊婦認定申請（1回目）後に、胎児の数の届出（2回目）が必要です。（マイナンバーカード等を持参してください）
(すでに前自治体で1回目の支給申請をされている方は、岡山市からの支給はありません。)
- ・妊婦のための支援給付は、法律上妊婦本人に対して支給されるため、振込先は妊産婦本人の口座のみになります。
- ・申請内容に不備等あった場合は、連絡させていただく場合があります。



岡山市ホームページ

申 請 先

（開所時間 9時から 16時30分）

①北区中央こども家庭センター（産前産後相談ステーション）

岡山市北区鹿田町一丁目1-1 岡山市保健福祉会館2階
電話：086-803-1201

②北区北こども家庭センター（産前産後相談ステーション）

岡山市北区谷万成二丁目6-33 北ふれあいセンター3階
電話：086-214-0223

③御津・建部分室（建部支所総務民生課内）

岡山市北区建部町福渡489
電話：086-722-1114

④中区こども家庭センター（産前産後相談ステーション）

岡山市中区桑野715-2 岡山ふれあいセンター1階
電話：086-200-0223

⑤東区こども家庭センター（産前産後相談ステーション）

岡山市東区西大寺中野本町4-5 東区保健センター1階
電話：086-942-0223

⑥南区西こども家庭センター（産前産後相談ステーション）

岡山市南区妹尾880-1 西ふれあいセンター2階
電話：086-209-0223

⑦南区南こども家庭センター（産前産後相談ステーション）

岡山市南区福田690-1 南ふれあいセンター2階
電話：086-902-0223

【お問合せ】

岡山市保健所健康づくり課 母子歯科保健係
電話：086-803-1264
8時30分～17時15分（土日祝日は除く）

2 【妊婦のための支援給付と伴走型相談支援の流れ】

